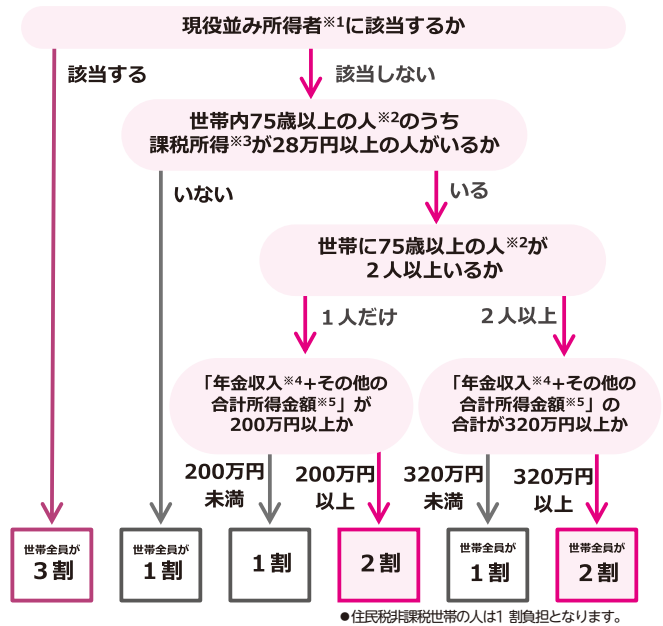


後期高齢者医療保険よりお知らせ

一定以上の所得のある人の医療費の窓口負担割合が変わります。

- 令和4年10月1日から、一定以上の所得のある人は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
 - 窓口負担割合の判定方法については、右の表をご確認ください。
 - 窓口負担割合が2割になる人には、制度施行後3年間に限り、1カ月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置があります。
- ※入院の医療費は対象外で、自己負担限度額は57,600円となります。

- ※1 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人。
- ※2 一定の障害のある65～74歳の人で、広域連合から認定を受けた人を含みます。
- ※3 「課税所得」とは住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額）です。
- ※4 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額です。



有効期限が「令和5年7月31日」
となっていますので、確認してください。

10月から使用する保険証を送付します。

- 10月1日からご使用いただく新しい「被保険者証」は、9月中旬から9月末日までに簡易書留で配達されます。受取には署名か捺印が必要です。
- 10月以降の窓口負担割合が変更されない人も含め、みなさんに保険証を送付します。
- 「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」をお持ちの人は、10月以降も現在お持ちの認定証をご使用ください。
- 有効期限が切れた保険証は、市役所（1階2-24番窓口）へ返却していただくか、ハサミを入れるなどして処分していただきますようお願いします。



問合せ＝保険年金課 医療係（内線327・328）

広 告 欄